平成２６年（フ）第１号
高知県安芸市赤野乙1805番地
債務者　仙頭　幸美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
福岡県久留米市諏訪野町2536番地１　トーカン久留米駅東２キャステール805号、前住所福岡県久留米市長門石１丁目８番25号　グリーンビュー102号
債務者　龍　　千佳
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６７１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目５番36号　サンドリーム101
債務者　島田　香織
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１号
千葉県松戸市松戸2265番地の３　旭ケ丘コーポ102号
債務者　北島亜理沙
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３９号
千葉県柏市南増尾３丁目41番５号
債務者　片岸　綱樹
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６１号
千葉県柏市東３丁目７番14号　マリーエ205号
債務者　石塚　正樹
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６９号
千葉県流山市駒木649番地の73　エクセル小黒202
債務者　藤島　征史
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２号
北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目２番１―302号
債務者　二宮　敏晴
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目13番14―201号
債務者　中村あゆみ（旧姓花口）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９号
青森市岡造道１丁目７番25号　メゾン大恵ローズ館103号
債務者　安田　慶次
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
青森県八戸市東白山台３丁目14番18号
債務者　河村　恭枝
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目３番地　市営住宅Ａ２―２―４
債務者　市沢　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字志民久保14番地48
債務者　大長根真琴
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１６２８号
東京都江東区東砂２丁目13―11―104
債務者　牧　　茂樹
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６５４号
東京都練馬区関町北３丁目２―２―102
債務者　金井　正広
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６５７号
東京都品川区小山５丁目14―20―104
債務者　釜蓋　光男
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６５８号
東京都練馬区向山３丁目10―12
債務者　大倉五輪子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部